

第2章 循環型社会の構築



第1節 環境基本計画の施策目標

- ・ライフサイクル全体で、資源の有効利用、資源循環の促進等が図られ、廃棄物の発生・排出が極力抑制された資源生産性の高い循環型社会を実現
- ・排出された廃棄物は地域の資源として最大限活用しつつ、近接する地域間で互いの特性に応じて資源を補完し支え合う「地域循環共生圏」を形成
- ・廃棄物の不法投棄等の不適正処理がなく、適正処理が徹底され、県民が安心して快適に暮らせる社会を実現

第2節 令和3年度の取組概要と成果等

1 循環型社会形成推進計画

これまで、大量生産、大量消費型の社会経済活動により発生する大量の廃棄物に対しては、さまざまな主体による3Rの取組が進められ、廃棄物の最終処分量は大幅に減少してきました。

近年、世界的な人口の増加や新興国における経済成長に伴う天然資源の需要の増加により、今後、資源制約の深刻化が見込まれることから、限りある資源の有効活用が求められており、また、世界的な海洋プラスチックごみ対策や脱炭素化の動きが加速しています。

こうした状況をふまえ、本県では、持続可能な循環型社会の構築をめざし、廃棄物処理の安全・安心の確保を前提に、SDGsとSociety 5.0の考え方を取り入れ、さまざまな主体との連携を一層強化しつつ、循環関連産業の振興による経済発展と社会的課題の解決の両立に向け、「三重県循環型社会形成推進計画」（計画期間：令和3年度～令和7年度）を令和3年3月に策定しました。

持続可能な循環型社会の構築をめざし、「ごみゼロ社会の実現」に向けた考え方を施策のベースとしながら、新たな知見や技術を積極的に取り入れるとともに、市町、事業者、NPO等さま

ざまな主体とのパートナーシップを強化し、廃棄物の「3R+R」の促進および廃棄物処理の安全・安心の確保に取り組みます。その中で新たに、本県における循環関連産業の振興に注力するとともに、プラスチックごみ対策や食品ロス対策を推進していくことで、社会的課題の解決につなげていきます。

「三重県循環型社会形成推進計画」においては、今後5年間の取組について表2-2-1のとおり5つの取組方向を定めており、施策毎に目標を設定し、取組を進めていきます。また、計画の進捗状況については、「三重県循環型社会形成推進会議」において点検・評価を行い、翌年度の取組の改善につなげることで、計画の実効性を担保していきます。

なお、旧「三重県廃棄物処理計画」で目標項目としていた一般廃棄物の「1人1日あたりのごみ排出量」「資源化率」「最終処分量」や、産業廃棄物の「排出量」「再生利用率」「最終処分量」についても、継続的にその状況を確認するため、モニタリング指標として毎年度確認していきます。

表 2-2-1 「三重県循環型社会形成推進計画」 5 年間（令和 3（2021）年度～令和 7（2025）年度）の取組方向
 ※目標項目については主なものについて記載しています。

取組方向	施策
1 パートナーシップで取り組む「3R+R」	1-1 事業者等とのパートナーシップによる取組の推進 （目標項目：令和 7 年度の目標値） ・「資源のスマートな利用」を宣言した事業所数（累計）：1,500 件
	1-2 市町との連携の推進
2 循環関連産業の振興による「3R+R」の促進	2-1 循環関連産業の育成及び支援 （目標項目：令和 7 年度の目標値） ・高度な資源循環や環境負荷の低減に資する設備を導入又は研究を実施した件数（累計）：15 件
	2-2 資源の循環的利用の促進
3 廃棄物処理の安全・安心の確保	3-1 廃棄物の適正処理と透明性の確保 （目標項目：令和 7 年度の目標値） ・産業廃棄物処理業の優良認定業者委託率：50%
	3-2 産業廃棄物の不法投棄等の未然防止と早期発見・早期是正 （目標項目：令和 7 年度の目標値） ・建設系廃棄物の不法投棄件数：10 件以下 ・人材育成のための講習会等への参加人数（累計）：5,000 人
	3-3 産業廃棄物の不適正処理の是正措置の推進 （目標項目：令和 7 年度の目標値） ・不適正処理 4 事案に係る環境修復の進捗率：100%
	3-4 災害廃棄物の適正かつ迅速な処理に向けた取組の推進 （目標項目：令和 7 年度の目標値） ・県が災害廃棄物に関する研修会等を開催し育成した人材の数：78 人
4 廃棄物政策を通じた社会的課題の解決	4-1 プラスチック対策の推進 （目標項目：令和 7 年度の目標値） ・廃プラスチック類の再生利用率：70%（令和 6 年度） ・プラスチックの資源循環の高度化等に係る仕組みの構築に向けた取組の件数（累計）：10 件
	4-2 食品ロス等対策の推進 （目標項目：令和 7 年度の目標値） ・食品ロス削減率：家庭系 10% 減、事業系 10% 減（令和 6 年度） ・食品ロス削減モデル取組数（累計）：5 件
5 人材育成と ICT の活用	5-1 循環型社会の構築に向けた人材の育成
	5-2 スマートなシステムの体制整備と情報発信

2 パートナーシップで取り組む「3R+R」

2-1 事業者等とのパートナーシップによる取組の推進

（1）みえスマートアクション宣言事業所登録制度

持続可能な循環型社会を構築するためには、資源確保から製品の生産、流通、販売、廃棄等に至るライフサイクル全ての段階で資源循環を徹底する、「資源のスマートな利用」を促進することが必要です。このことから、「資源のスマートな利用」を宣言し新しく自主的な取組を実施する事業所を応援するため、「みえスマートアクション宣言事業所登録制度」を令和 2（2020）年 10 月 30 日に創設しました。

多くの事業者に本取組に参加いただき、かつ、さらなる取組が促されるよう、個別訪問等により事業者への参加の働きかけを行っており、1,001 事業所（令和 4（2022）年 3 月末現在）がみえスマートアクション宣言事業所として登録されています。

（2）多量排出事業者等の産業廃棄物の発生・排出抑制およびリサイクルの推進

産業廃棄物の発生・排出抑制およびリサイクルを推進するため、環境技術指導員を配置し、産業廃棄物の多量排出事業者に対して、産業廃棄物の処理計画の策定等に関するマニュアルに基づいた産業廃棄物処理計画書等の策定・報告を指導し、インターネットにより公表しました。

2-2 市町との連携の推進

(1) ごみ減量化の促進

ごみゼロキャラクター「ゼロ吉」の活用や、出前授業等により、県のごみ減量化の取組についてPRを行いました。

(2) ICTを活用した啓発

市町のごみ分別アプリ等を活用した資源循環に関する普及啓発に取り組みました。令和3年度においては、13市町において、コロナ禍での家庭ごみの出し方について周知を行いました。

3 循環関連産業の振興による「3R+R」

3-1 循環関連産業の育成および支援

(1) 企業および排出事業者等への支援

産業廃棄物税を財源として、企業間連携による再資源化に向けた取組や、排出事業者による発生抑制・再生・減量化の研究、技術開発に対する支援等を行っています。

3-2 資源の循環的利用の促進

(1) 認定リサイクル製品の利用推進

三重県リサイクル製品利用推進条例に基づき、リサイクル製品の認定を進めるとともに、県の公共工事等における使用・購入に努めました。

なお、令和3(2021)年度の県の使用・購入実績は約10億3,300万円でした。(令和4(2022)年3月末時点の認定製品数：68製品)

また、認定事業者から提出される認定基準適合状況報告書および立入検査等により、認定リサイクル製品の品質および安全性の確保に努めています。

(2) 公共事業における建設副産物の再生利用の推進

公共工事の実施にあたり、建設廃棄物の発生量の抑制・適正処理とともに、再利用を中心とする適切な循環型社会を形成することが求められています。

このため、本県では建設副産物情報交換システムを活用し建設副産物の発生・利用状況を把握するとともに、再生砕石、再生アスファルト等の利用を推進しています。

(3) 建設廃棄物の再資源化等の促進

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)に基づき、建設物の解体・新築に伴い発生する特定建設資材廃棄物の分別と再資源化を促進するため、必要な情報提供を行い、再生資材の利用推進を図っています。

(4) 下水道汚泥の有効利用

令和3(2021)年度末に県内で稼働中の下水処理施設は、流域下水道の6処理場を含めて32処理場であり、その汚泥発生量は、75.5千t/年です。このうち、96.5%にあたる72.9千t/年をセメント原料化や堆肥化等に有効利用しました。

(5) 浄水場の汚泥の有効利用

企業庁の8浄水場において浄水処理に伴って発生した汚泥約6,590m³のうち、令和3(2021)年度に約5,660m³を、園芸用培土(約590m³)、埋め戻し材(約5,070m³)として有効利用しました。

(6) 家畜排せつ物の堆肥化等の促進

家畜ふん尿については、悪臭や水質汚濁等の環境問題の原因となりますが、適切な堆肥化処理により有機質肥料等としての利用が可能となります。

畜産経営に起因する環境問題の解決や未然防止のため、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(家畜排せつ物法)に基づき、適切な堆肥化処理が実施されるよう畜産農家への助言指導を行うとともに、耕種部門との連携による適正な農地還元を推進しました。

(7) 事業所や行政等と連携して取り組むグリーン購入

県内の事業所、各種団体、行政機関等により構成する「みえグリーン活動ネットワーク(令和4

(2022)年3月末現在会員数：41団体」と連携し、グリーン購入、SDGs・ESG投資への理解、エコ通勤、廃棄物削減、地球温暖化防止、環境教育、自然保護等の環境保全など、幅広い分野の環境活動を行っています。

また、毎年東海三県一市の広域連携で、事業者・団体・行政と協働して消費者に対する啓発キャンペーンを展開していましたが、令和3（2021）年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により開催を中止しました。

（8）使用済自動車等の適正処理の推進

使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）に基づく許可および登録事務を厳正かつ速やかに行うとともに、関連事業者への使用済自動車の引き取りや引渡しに関する指導を行い、使用済自動車の適正な処理および資源の有効利用等の確保に努めました。

なお、令和3（2021）年度末における許可および登録業者数は引取業者 747、フロン回収業者 188、解体業者 100、破碎業者（破碎前処理工程のみ）20 となっています。

4 廃棄物処理の安全・安心の確保

4-1 廃棄物の適正処理と透明性の確保

（1）一般廃棄物処理施設の状況

① ごみ処理施設

令和2（2020）年度末におけるごみ処理施設は、8市3町4事務組合等に18施設（新設（建設中）、休廃止施設を除く。）が設置されており、県全体の処理能力合計は2,141 t/日です（表2-2-2）。

表 2-2-2 ごみ処理施設数等
（令和2（2020）年度末）

施設種別	焼却施設			ごみ 燃料化 施設	合計
	全連続	准連続	バッチ		
施設数	11	0	5	2	18
処理能力（t/日）	1,925	0	175	41	2,141

② 粗大ごみ処理施設

令和2（2020）年度末における粗大ごみ処理施設は、4市1町4事務組合等に10施設（建設中、休廃止施設を除く。）が設置されており、県全体の処理能力合計は232.2 t/日です（表2-2-3）。

表 2-2-3 粗大ごみ処理施設数等
（令和2（2020）年度末）

施設種別	破碎施設	圧縮施設	併用施設	合計
施設数	7	0	3	10
処理能力（t/日）	182.2	0	50	232.2

③ 最終処分場

令和2（2020）年度末における最終処分場は、11市6町3事務組合等に29施設（新設（建設中）、休止、廃止の施設を除く。埋立終了施設は含む。）が設置されており、全体容量6,749,364 m³です。

なお、残余容量は773,495 m³となっており、その残余年数は、年間埋立量64,114 m³から推定すると約12.1年分となっています（表2-2-4）。

表 2-2-4 最終処分場数（令和2（2020）年度末）

施設種別	山間	平地	計
施設数	24	5	29
全体容量（m ³ ）	6,348,229	401,135	6,749,364
残余容量（m ³ ）	721,185	52,310	773,495

(2) ごみの収集および処理の状況

① 収集形態

ごみの収集運搬業務の内訳は、市町（事務組合を含む。）の直営または委託業者による収集が405,248 t/年と収集量全体の74.2%を占め、残りの140,888 t/年が許可業者による収集となっています（表2-2-5）。

表2-2-5 ごみの収集形態（令和2（2020）年度）

区分		収集量（t/年）	比率（%）
市町・組合 による収集	直営	128,057	23.4
	委託	277,191	50.8
	小計	405,248	74.2
許可業者による収集		140,888	25.8
計		546,136	100.0
災害廃棄物		0	0.0
合計		546,136	100.0

② 処理形態

令和2（2020）年度のごみ処理量は612,803 t/年で、令和元（2019）年度に比べて1,664 t/年（0.3%）減少しました。ごみ処理の内訳は直接焼却が508,190 t/年（82.9%）、直接埋立が5,116 t/年（0.8%）、直接資源化が26,825 t/年（4.4%）などとなっています。

(3) 一般廃棄物処理施設の整備促進

廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進するため、市町等が策定する「循環型社会形成推進地域計画」において、一般廃棄物処理施設が計画的に整備されるよう助言等を行いました。

(4) 市町における分別収集の推進

容器包装リサイクル法に基づく市町の「第9期分別収集計画（計画期間：令和2（2020）年度から令和6（2024）年度まで）」の推進を図りました。

(5) ポスト RDF への支援

ポスト RDF に向けて、関係市町のごみ処理が滞りなく行われるよう、市町等における新ごみ処理施設整備等に向けた支援などを行いました。

(6) し尿処理体制の整備の促進

下水道等の整備に伴い、一般廃棄物処理業者が受ける影響の緩和と適切な一般廃棄物処理事業の遂行がなされるよう、合理化事業について関係市町に対する助言を行いました。

(7) 産業廃棄物処理施設の状況

本県における産業廃棄物中間処理施設は520施設あり、北勢地域に多く立地しており、種類別では、汚泥の脱水施設やがれき類等の破碎施設が多く、最終処分場は安定型、管理型を合わせて30施設となっています（表2-2-6、2-2-7）。

表2-2-6 産業廃棄物処理施設の地域別設置状況（令和3（2021）年3月末現在）

地域事務所名	設置数	
	中間処理施設	最終処分場
桑名	77	6 (0)
四日市	116	9 (4)
鈴鹿	41	3 (2)
津	65	3 (2)
松阪	41	4 (0)
南勢志摩	44	1 (1)
伊賀	102	4 (2)
紀北	12	0 (0)
紀南	10	0 (0)
本庁（県外移動式施設）	12	—
計	520	30 (11)

注）最終処分場の（ ）内は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の許可を受けた施設のうち、埋め立て中のものを示します。

表 2-2-7 産業廃棄物処理施設（中間処理施設）の種類別設置状況・中間処理施設
（令和 3（2021）年 3 月末現在）

施設の種類の		設置数	
中間 処理 施設	汚泥の脱水施設	136	
	乾 燥 汚 泥 の 施 設	汚泥の乾燥施設（機械）	11
		汚泥の乾燥施設（天日）	4
		小計	15
	廃油の油水分離施設	4	
	廃酸・廃アルカリの中和施設	2	
	水銀を含む汚泥のばい焼施設	0	
	廃石綿等又は石綿含有廃棄物の溶融施設	1	
	PCB廃棄物の分解施設	1	
	廃プラスチック類の破碎施設	77	
	木くず又はがれき類の破碎施設	224	
	焼 却	汚泥の焼却施設	15
		廃油の焼却施設	15
	施 設	廃プラスチック類の焼却施設	13
		PCB廃棄物の焼却施設	1
設	焼却施設(汚泥、廃油、廃プラ、PCBを除く)	16	
	小計	60	
計		520	

注) 設置数は複数の機能を持つ施設については、それぞれの項目で積算した延べ数です（例：汚泥と廃油の焼却施設 1 基 → 汚泥の焼却施設 1、廃油の焼却施設 1）。

（8）PCB 廃棄物の適正処理の推進

ポリ塩化ビフェニル（PCB）は、熱的、化学的に非常に安定した物質であり高い絶縁性能を有することから、変圧器やコンデンサー用の絶縁油等に広く用いられてきました。

しかし、人の健康や生活環境に係る被害を生ずるおそれがあることが明らかとなり、PCB による環境汚染を防止し、人の健康を保護し、生活環境の保全を図るため、平成 13（2001）年にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法が制定され、PCB 廃棄物を保管する事業者等は処分期間内に PCB 廃棄物を適切に処分することが義務づけられ、平成 28（2016）年の法改正によって、本県における高濃度 PCB 廃棄物の処分期間は、安定器および汚染物等が令和 3（2021）年 3 月末まで、変圧器およびコンデンサーが令和 4（2022）年 3 月末までとされ、低濃度 PCB 廃棄物の処分期間は令和 9（2027）年 3 月末までとされました。

本県では、PCB 廃棄物等が処分期間内に適正処分されるよう、「三重県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき、未だに把握されていない PCB 廃棄物等の掘り起こし調査を実施するとともに、PCB 廃棄物を保管する事業者等に対して指導を行っており、令和 3（2021）年度には、1,011 の事業場から PCB 廃棄物等の保管および処分状況等の届出が提出されています（表 2-2-8）。

表 2-2-8 PCB 廃棄物保管届出状況
（令和 2（2020）年度末時点）

PCB廃棄物の種類		事業場数	数 量	単 位
高 濃 度	変圧器（トランス）	0	0	台
	柱上変圧器（柱上トランス）	0	0	台
	コンデンサー（3kg以上）	64	108	台
	その他の機器等	1	1	台
	PCBを含む油	10	6,554	kg
	コンデンサー（3kg未満）	39	2,067	台
	安定器	189	17,314	台
	感圧複写紙	1	42	kg
	ウエス	10	743	kg
	汚泥	3	60,566	kg
低 濃 度	その他の	22	62,417	kg
	変圧器（トランス）	494	1,560	台
	柱上変圧器（柱上トランス）	9	32	台
	コンデンサー（3kg以上）	145	831	台
	その他の機器等	114	256	台
	PCBを含む油	52	12,521	kg
	コンデンサー（3kg未満）	18	484	台
	安定器	3	141	台
	感圧複写紙	0	0	kg
	ウエス	21	3,600	kg
汚泥	7	245,102	kg	
その他の	56	44,558	kg	

- 注 1) 表内の事業場数は種類ごとに集計しています。
 注 2) 「安定器」は蛍光灯用安定器、ナトリウム灯用安定器、水銀灯用安定器、安定器（用途不明）、ネオン変圧器をいいます。「安定器」は重量で届出されたものは、3kg=1 台に換算して計上しています。
 注 3) 「PCBを含む油」は、変圧器油（トランス油）、熱媒体油、柱上変圧器油（柱上トランス油）、コンデンサー油、その他 PCBを含む油をいいます。
 注 4) 「PCBを含む油」「感圧複写紙」「ウエス」「汚泥」「その他」について、容量で届出されたものは、1ℓ=1kgに換算して計上しています。
 注 5) 「その他の機器等」は、リアクトル、放電コイル、サージアブソーバー、計器用変成器、開閉器、遮断器、整流器等をいいます。

(9) 産業廃棄物処理業者の優良産廃処理業者認定制度

平成 22 (2010) 年の廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (以下「廃棄物処理法」) の改正により、平成 18 (2006) 年度から運用してきた「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度」に替わり、新たに「優良産廃処理業者認定制度」が創設されました。

この制度は、「遵法性」「事業の透明性」「環境配慮の取組の実施」「電子マニフェストの利用」「財務体質の健全性」という 5 つの基準に適合する産業廃棄物処理業者を都道府県知事が認定し、認定を受けた優良認定処理業者については、通常 5 年の許可の有効期間を 7 年とするなど特例を付与するというもので、平成 23 (2011) 年度から施行されています。

本県における優良認定処理業者の認定件数は表 2-2-9 のとおりです。

表 2-2-9 優良産廃処理業者認定件数
(令和 4 (2022) 年 3 月末現在)

許可区分	優良基準適合事業者数		
	県外事業者	県内事業者	計
産業廃棄物収集運搬業	209	42	251
産業廃棄物処分業	0	29	29
特別管理産業廃棄物収集運搬業	105	24	129
特別管理産業廃棄物処分業	0	7	7
計	314	102	416

(10) 電子マニフェストの利用促進

電子マニフェストは、産業廃棄物の排出事業者や処理業者にとって、廃棄物に係る情報管理の合理化および情報の偽造防止が図られるメリットがあり、法令遵守の面で優れていることなどから、その普及が強く求められています。

電子マニフェストの利用には、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の 3 者全てが、システムに加入している必要があるため、関係団体に導入の働きかけを行うなどの普及啓発により、電子マニフェストの活用率は 73.7% (令和 2 (2020) 年度) になりました (表 2-2-10)。

表 2-2-10 電子マニフェスト活用率

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
活用率 (%)	43.0	49.5	55.5	61.1	65.8	69.7	73.7

(11) 環境保全型畜産の推進

家畜排せつ物法に基づき、家畜ふん尿処理施設の管理基準を遵守し、適切な堆肥化処理が行われているかを確認するために、必要に応じて畜産農家への立入検査を実施しました。

(12) 公共事業に伴い発生する廃棄物の適正処理の推進

県や市町等の公共工事発注機関は、廃棄物の発生量の抑制・再利用を推進するとともに、適正処理の徹底を図っています。

4-2 不適正処理の未然防止

(1) 不法投棄の状況

大部分の産業廃棄物は、排出事業者自らまたは許可業者への委託により適正に処理されており、不法投棄件数は平成 15 (2003) 年度の 92 件をピークに徐々に減少傾向にありましたが、平成 29 (2017) 年度が 48 件、平成 30 (2018) 年度が 41 件、令和元 (2019) 年度が 58 件、令和 2 (2020) 年度が 40 件、令和 3 (2021) 年度が 34 件であり、依然として後を絶たない状況です。

また、一般廃棄物の不法投棄も、産業廃棄物に比べると個々の量は少ないものの、道路、河川、山林等で多く発生しています。

不法投棄・不適正処理の状況を公害事犯に関する検挙件数で見ると、その推移は図 2-2-1 のとおりであり、近年の産業廃棄物に係る検挙件数は 20 件以内で推移しています。

なお、令和 3 (2021) 年度の産業廃棄物の不法投棄等に関する検挙件数は 10 件でした。

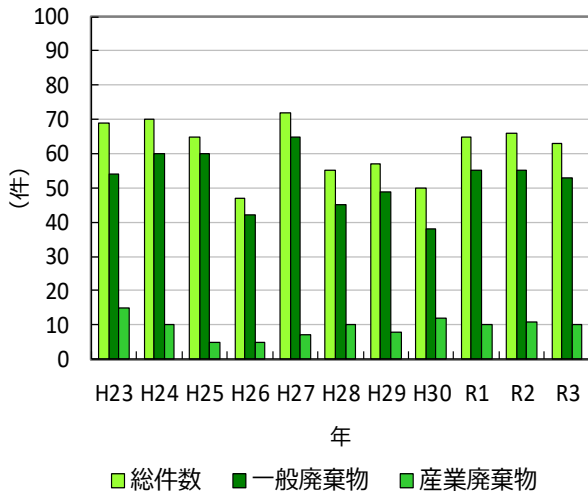


図 2-2-1 廃棄物の不法投棄・不適正処理に係る検挙件数の推移

(2) 廃棄物の苦情等の状況

廃棄物に係る苦情発生状況は、表 2-2-11 および 12 に示すとおりです。その苦情の具体的な内容は、野外焼却による大気汚染や、不法投棄、不適正保管に関するものが多くなっています。

表 2-2-11 廃棄物に係る苦情発生件数

発生源の施設の種類 年度	苦情内容			計
	ごみ処理場	し尿処理場	産業廃棄物	
H29	0	0	167	167
H30	4	0	196	200
R1	0	0	253	253
R2	1	0	282	283
R3	0	0	258	258

表 2-2-12 廃棄物に係る苦情発生内容

(令和 3 (2021) 年度)

() 内は令和 2 (2020) 年度

発生源の施設の種類	苦情内容						合計
	大気汚染	水質汚染	悪臭	ねずみ・昆虫	騒音	その他	
ごみ処理場	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)
し尿処理場	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
産業廃棄物	15 (12)	7 (3)	2 (2)	0 (0)	1 (3)	233 (262)	258 (282)
計	15 (12)	7 (3)	2 (3)	0 (0)	1 (3)	233 (262)	258 (283)

(3) 廃棄物処理施設等における不適正処理の状況

令和 3 (2021) 年度の廃棄物処理施設等への立入検査の実施状況は、表 2-2-13 のとおり、3,668 件です。

この結果、取消・停止命令を 18 件 (17 事業者) 発出しました。

表 2-2-13 立入検査実施状況

(令和 3 (2021) 年度)

() 内は令和 2 (2020) 年度

検査対象	立入検査件数	措置						告発
		改善・措置命令	事業停止命令	事業許可取消	施設使用停止命令	施設許可取消	(警告・勧告) 文書指導	
産業廃棄物 排出事業場	1,512 (1,434)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	93 (51)	0 (0)
産業廃棄物 処理業者	1,098 (1,330)	0 (0)	13 (17)	2 (4)	1 (4)	0 (0)	10 (29)	0 (0)
その他	1,058 (1,016)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	15 (7)	0 (0)
計	3,668 (3,780)	2 (0)	13 (17)	2 (4)	1 (6)	0 (0)	118 (87)	0 (0)

注 1) 欠格要件 (他府県の取り消し等) による許可取消等は、含めていません。

注 2) その他、口頭指導 計 1,782 件、始末書提出 計 35 件。

(4) 監視・指導の強化

① 効果的な監視指導

プライオリティ (優先度) の設定による効果的な監視活動を実施するとともに、不法投棄等に対しては、スピード感を重視した是正措置を行っています。また、不法投棄事案の発生場所付近や市町から要望のあった場所等に不法投棄監視カメラを設置して重点的に監視しました。

平成 29 (2017) 年度には、無人航空機ドローンを導入し、測量システムを用いた不法投棄等不適正処理事案の改善指導等にも活用しています。

② 通報制度

県民から広く不法投棄等の情報を入手する目的で、廃棄物ダイヤル 110 番、ファックス 110 番およびメール 110 番による通報制度を設け、県民等からの不法投棄等の情報に迅速、的確に対応を行い、早期是正を図っています。

また、森林組合、民間事業所等計 21 事業者と情報提供協定を締結し、不法投棄等の情報を入手する体制を整えています。

なお、令和 3（2021）年度に廃棄物対策局に寄せられた通報件数は 144 件（うち、廃棄物ダイヤル 110 番等に係るものは 44 件）であり、不法投棄、野外焼却に関するものが 67%を占めていました（図 2-2-2）。

③ 民間パトロール

土日祝日および早朝の巡回監視については、民間警備会社に業務委託（1 年間）を行い、より間隙のない監視活動を行っています。

④ 広域連携

広域にわたる不法投棄に対応するため、近隣県市（愛知県、奈良県、名古屋市、岐阜県、滋賀県、和歌山県）や環境省中部地方環境事務所と連携した合同監視を実施しています。

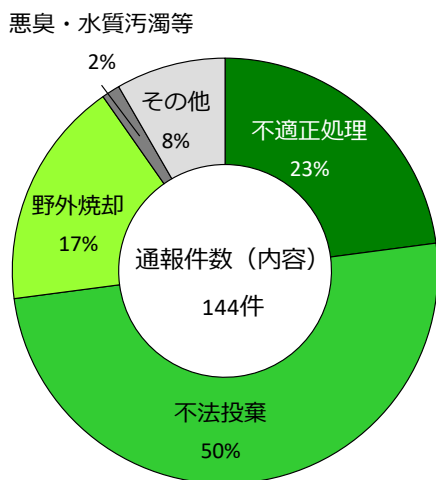


図 2-2-2 廃棄物対策局への通報内容（令和 3（2021）年度）

4-3 過去の不法投棄等産業廃棄物の不適正処理の是正措置の推進

生活環境保全上の支障が生じている 4 つの産業廃棄物の不適正処理事案（四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山）については、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法による国の財政的支援を得て、対策工事等を実施しています。

このうち、四日市市内山事案については、令和 2（2020）年 3 月 31 日をもって対策工事等が完了し、行政代執行を終了しました。残る 3 事案については、令和 4（2022）年度末までに終了するよう、引き続き事業を進めています。

① 四日市市大矢知・平津事案

廃棄物の飛散流出の防止や雨水浸透抑制のため、覆土工および雨水排水工等の対策を実施しています。令和 3（2021）年度は、法面工および覆土工を進めるとともに、継続的なリスク管理を行うための管理用道路の舗装工に着手しました。

② 桑名市源十郎新田事案

PCB や VOC（揮発性有機化合物）を含む廃油の拡散防止を図りつつ、一部掘削を伴う廃油の回収・処理を実施することとしており、令和 3（2021）年度は、旧最終処分場内で PCB 高濃度汚染箇所掘削除去を実施するとともに、廃油の回収・処理を引き続き実施しました。

③ 桑名市五反田事案

地下水の浄化措置を継続しつつ、1,4-ジオキサン等の高濃度箇所の掘削・除去を実施することとし、令和 3（2021）年度は、対策工事の効果検証等を行った上で、遮水壁外の汚染残留区域の揚水浄化等を実施するとともに、令和 4 年 3 月に水処理施設（旧施設）の撤去に着手しました。

④ 四日市市内山事案

霧状酸化剤（過酸化水素水）注入により硫化水素の発生抑制を図った上で、雨水浸透や廃棄物の飛散流出防止のため、整形覆土工等を実施しました。平成 29（2017）年 10 月には全ての対策工事が完了し、効果確認のためのモニタリングを行ってきました。その結果、技術検討専門委員会で目標達成が確認され、県として安全性が確保されたと判断できたことから、令和 2（2020）年 3 月 31 日をもって行政代執行を終了しました。令和 3（2021）年度は、定期的なパトロールによる状況確認や硫化水素ガス等のモニタリングにより、地域住民の安全・安心が確保されていることを確認しました。

4-4 災害廃棄物の適正かつ迅速な処理に向けた取組の推進

大規模災害によって発生する災害廃棄物を迅速に処理する体制を整備するため、研修会や図上演習等を通じて災害廃棄物処理に精通した人材の育成を行いました。

5 廃棄物政策を通じた社会的課題の解決

(1) プラスチック対策の推進

プラスチック対策については、プラスチック資源循環の高度化、海域への流出対策に取り組むこととしています。令和4（2022）年4月からプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環法」）が施行されることをふまえ、市町に対する技術的援助や、県民・事業者に対する啓発などプラスチック資源循環の取組を促進しました。

① 製品プラスチックのマテリアルリサイクルに係る調査研究

市町で焼却されている製品プラスチックを用いたマテリアルリサイクルの調査研究を実施しました。その結果、既存の破碎機や光学選別施設を活用することで、一定の品質のリサイクル材が得られました。

② ペットボトルのボトル to ボトル促進モデル事業

使用済みペットボトルをペットボトルにリサイクルするボトル to ボトルを促進するため、自動販売機横に設置されているリサイクルボックスを新形状のものに変更し、行動変容を促すことによる異物混入率の変化を調査しました。その結果、異物は減少し、高品質にペットボトルを回収することができました。

③ スポGOMI大会

「海と日本プロジェクト in 三重県実行委員会」と連携し、伊勢市の二見神前地区海岸でスポGOMI大会※を開催し、22 チーム計 66 名が参加し、約 70 kg のごみを回収しました。

※スポGOMI大会…あらかじめ決められたエリアで、制限時間内に、チームワークでごみを拾い、ゴミの量と質でポイントを競い合うスポーツ。

④ 三重県庁プラスチックスマートアクション
令和元年（2019）年 10 月から、職員によるマイバッグ・マイボトル運動等、次の取組を実施しています。

- ・職員によるマイバッグ・マイボトル運動の実施
- ・会議等におけるペットボトルの提供回避
- ・仕出し弁当におけるワンウェイプラスチックの使用を抑制する取組
- ・プラスチック製事務用品の長期利用の実施
- ・プラスチック使用製品（事務用品、啓発物品）の環境物品等の調達方針に基づく調達

(2) 食品ロス等対策の推進

食品ロス（食べられるのに捨てられてしまう食品）の削減に向けて未利用食品の有効活用が課題となっている中、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域の雇用経済が大きな打撃を受けて生活困窮者等への支援が求められています。

こうしたことをふまえ、関係団体、NPO、企業等と連携し、生活困窮者等へタイムリーに未利用食品を提供するため、ICT を活用したシステム「三重県食品提供システム」（通称「みえ〜る」）を令和3（2021）年7月から開始し、約 3.9t の食品がフードバンク活動団体等に提供されました。

また、スーパーマーケット、コンビニエンスストアとの連携により、「すぐ食べるなら、賞味期限の短い食品から順番に購入する」ことを呼びかけるルールポップを作成しました。

このほか、県内の飲食店等と連携して外出時の「おいしい食べきり」全国共同キャンペーンに取り組み、啓発活動を行いました。

6 人材育成と ICT の活用

(1) 資源循環を担う事業者の育成

持続可能な循環型社会の構築に向け、県内事業者が廃棄物の 3 R や適正処理の推進に加え、気候変動への対応等さまざまな観点から資源の循環利用に取り組んでいただくため、「三重県資源循環セミナー」を開催しました。

7 モニタリング指標の状況

一般廃棄物および産業廃棄物の処理状況のトレンドを継続的に確認するため、モニタリング指標として一般廃棄物の「1人1日あたりのごみ排出量」「資源化率」「最終処分量」、産業廃棄物の「排出量」「再生利用率」「最終処分量」を設定し、毎年度確認していきます。

7-1 一般廃棄物の発生と処理の状況

(1) ごみの状況

令和2(2020)年度におけるごみ総排出量(注1)は622,282tで、1人あたりに換算すると、947g/人・日(注2)でした。排出量の内訳は図2-2-3のとおりで、計画収集量が全体の87.8%を、直接搬入量が全体の10.5%を、集団回収量が全体の1.8%を占めていました。

また、ごみ総排出量および1人1日あたりのごみ排出量の推移は図2-2-4のとおりです。

なお、ごみの資源化率は20.5%となり(図2-2-5)、ごみの最終処分量は19,467tでした(図2-2-6)。

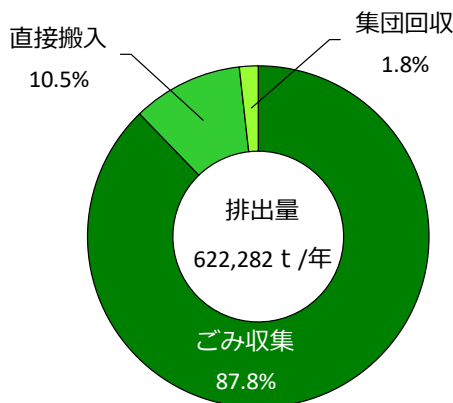


図 2-2-3 ごみ総排出量の内訳

(令和2(2020)年度)

注1) 国におけるごみ総排出量の集計方法の見直しに合わせて、平成17(2005)年度からごみ総排出量の集計方法を次のとおり見直すとともに、過去のデータも含めて修正しています。

【平成16(2004)年度まで】

ごみ総排出量 = 計画収集量 + 直接搬入量 + 自家処理量

【平成17(2005)年度から】

ごみ総排出量 = 計画収集量 + 直接搬入量 + 集団回収量

注2) 平成16(2004)年度までの集計方法による令和2(2020)年度の実績は、931g/人・日です。

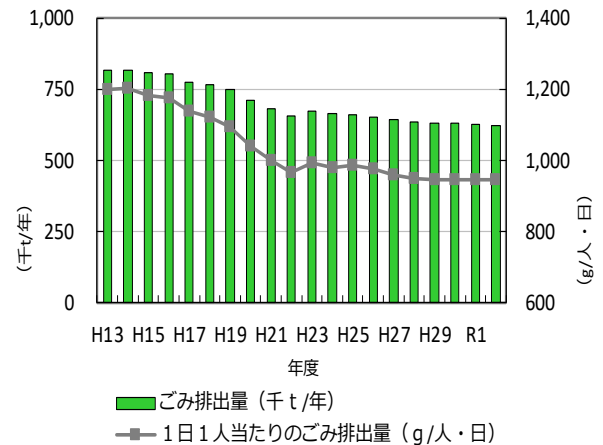


図 2-2-4 ごみ総排出量および1人1日あたりのごみ排出量の推移

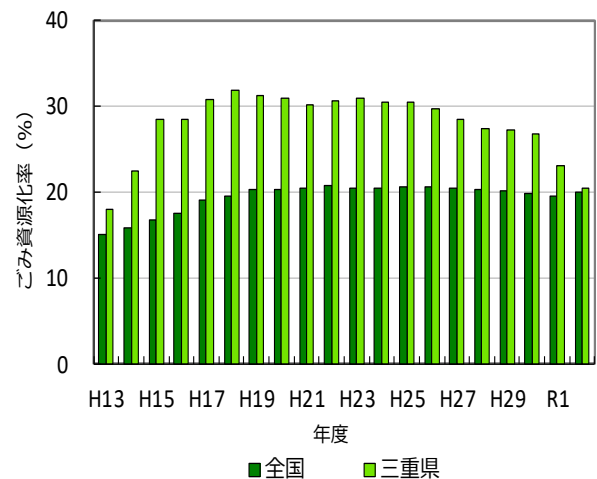


図 2-2-5 ごみ資源化率の推移

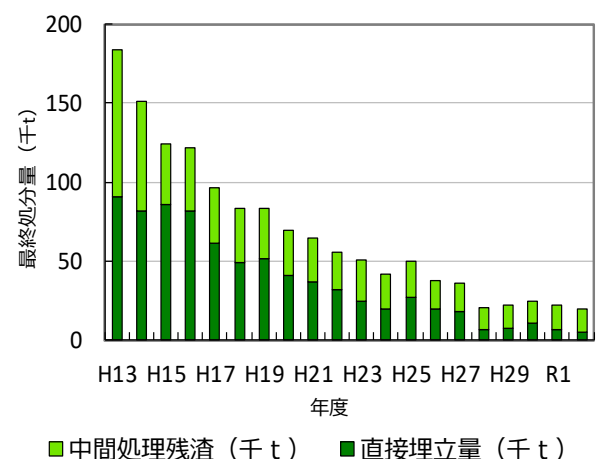


図 2-2-6 ごみの最終処分量の内訳および推移

(2) リサイクルの状況

一般廃棄物のリサイクルについて、本県における資源化率は、令和2(2020)年度は20.5%で、全国平均20.0%を上回りました。

また、平成9(1997)年4月から缶類、びん類、ペットボトル等7品目を対象に施行され、平成12(2000)年4月から本格施行された容器包装リサイクル法に基づく県内市町の分別収集状況は、表2-2-14のとおりです。

表 2-2-14 容器包装分別収集実施市町数および収集量

	令和元年度		令和2年度	
	実施市町数	収集量(t)	実施市町数	収集量(t)
無色ガラスびん	29	3,438	29	3,384
茶色ガラスびん	29	2,867	29	2,738
その他ガラスびん	28	2,483	29	2,467
その他紙製容器包装	29	1,429	29	1,354
ペットボトル	29	2,969	29	3,007
その他プラスチック製容器包装	26	12,145	25	11,333
うち白色トレイ	10	34	8	26
スチール缶	24	688	24	715
アルミ缶	24	597	25	643
飲料用紙パック	26	141	26	144
段ボール	29	5,642	7	5,871

※「その他紙製容器包装」について、第8期分別収集計画より「その他紙製容器包装」を含む雑紙相当分をリサイクルする場合は実施市町としています。

(3) し尿の状況

令和2(2020)年度における市町等で処理されたし尿等(浄化槽汚泥を含む。以下同じ)の量は591,994klでした。また処理の内訳は、し尿処理施設における処理が100%でした。し尿等の量および水洗化・非水洗化人口の推移は図2-2-7のとおりで、し尿等の量は長期的には減少傾向を示しています。水洗化人口は増加傾向にありますが、水洗化人口割合94.6%は、全国水準(令和2(2020)年度全国平均:95.6%)に比べるとわずかに低い水準となっています(図2-2-7)。

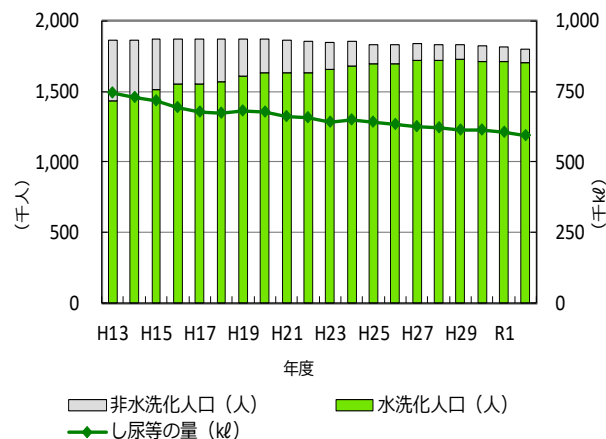


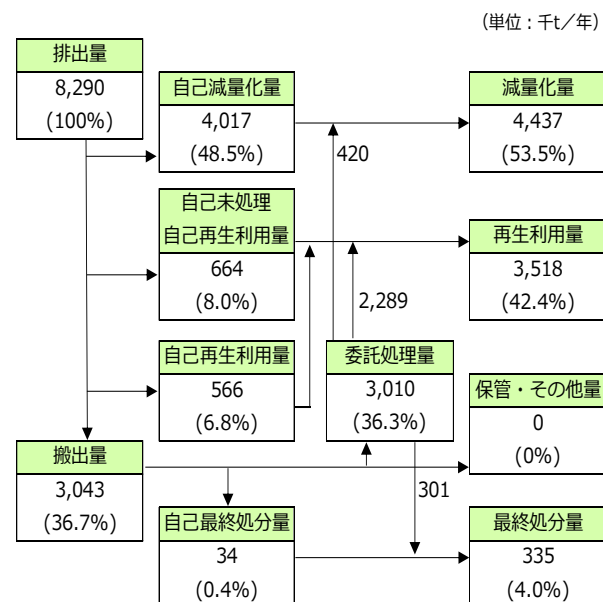
図 2-2-7 し尿等の量および水洗化・非水洗化人口の推移

7-2 産業廃棄物の発生と処理の状況

本県では、概ね5年ごとに産業廃棄物に関する実態調査を行っています。

平成30(2018)年度の1年間に三重県内で排出された産業廃棄物は8,290千tで、その処理状況の概要は図2-2-8のとおりとなっています。

また、産業廃棄物最終処分場の残余容量の推移は図2-2-9のとおりです。



※小数点以下の処理で一の位がずれることがあります。

図 2-2-8 発生および処理状況の概要 (平成30(2018)年度)

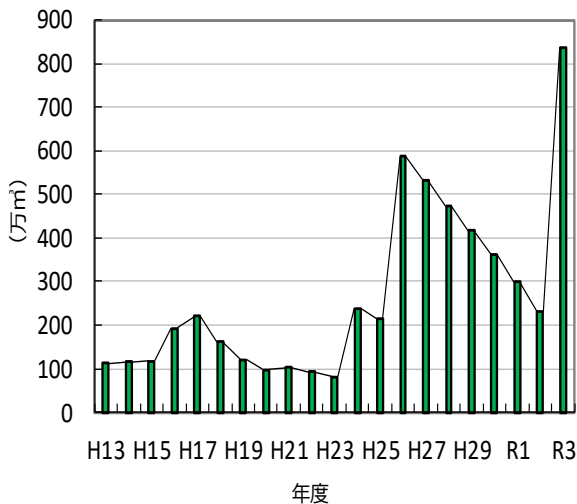


図 2-2-9 産業廃棄物最終処分場の残余容量の推移

なお、5年ごとの実態調査のほか、毎年度簡易な推計を行っており、令和2年度における産業廃棄物の総排出量は8,246千t、再生利用率は42.1%、最終処分量は284千tでした。

(1) 種類別の排出状況

平成30年度の排出量を種類別にみると、污泥(58%)が最も多く、次いでがれき類(16%)、動物のふん尿(12%)となっており、この3種類で全体の86%を占めています(図2-2-10)。

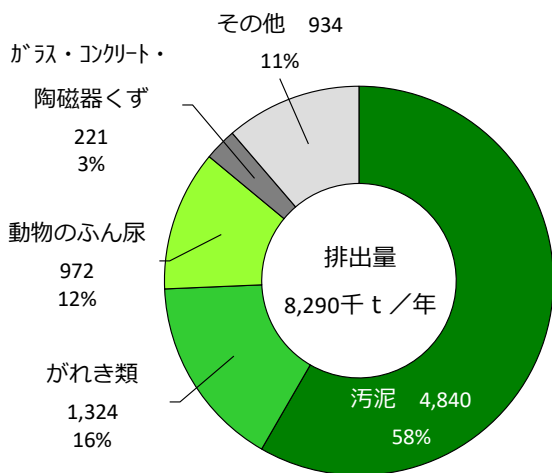


図 2-2-10 種類別の排出量 (平成30(2018)年度)

(2) 業種別の排出状況

排出量を業種別にみると、製造業(43%)が最も多く、次いで建設業(18%)、電気・水道業(13%)、農業(12%)となっており、この4業種で全体の86%を占めています(図2-2-11)。

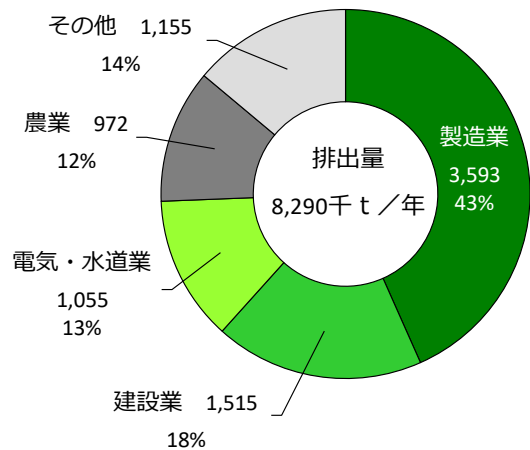


図 2-2-11 業種別の排出量 (平成30(2018)年度)

(3) 種類別の再生利用の状況

再生利用量は3,518千t/年となっており、総排出量の42%を占めています。

種類別にみると、がれき類(37%)が最も多く、以下、動物のふん尿(25%)、污泥(16%)となっています(図2-2-12)。

再生利用量は自己中間処理後再生利用量566千t/年、委託中間処理後再生利用量2,289千t/年、自己未処理自己再生利用量664千t/年に区分されます。

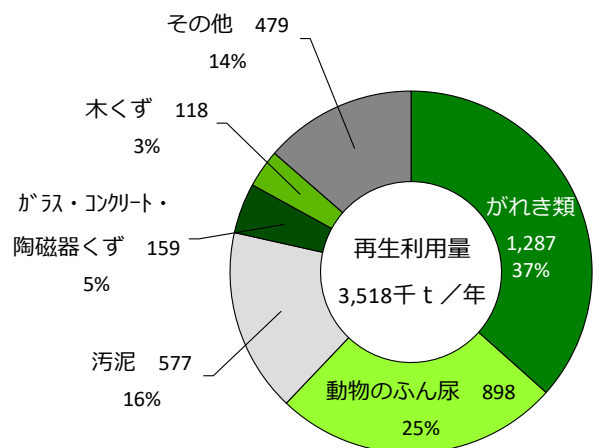


図 2-2-12 種類別の再生利用量 (平成30(2018)年度)

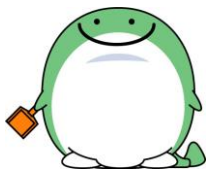
第3節 令和4年度以降の取組方向

1 パートナーシップで取り組む「3R+R」

(1) みえスマートアクション宣言事業所登録制度
本制度を通じて、より多くの事業者へ「資源のスマートな利用」を宣言し新しく自主的な取組を実施していただき、かつ、さらなる取組が促されるよう、個別訪問等による事業者への参加の働きかけを行います。

(2) ごみ減量化の促進

ごみゼロキャラクター「ゼロ吉」の活用や各種イベントへの参加、出前授業等さまざまな啓発手段により、県民の「もったいない」意識を醸成します。



ごみゼロキャラクター「ゼロ吉」

2 循環関連産業の振興による「3R+R」の促進

(1) 産業廃棄物の発生抑制等の技術開発・施設設備への支援

県内の産業廃棄物排出事業者が、自ら排出する産業廃棄物の発生抑制やリサイクル等に係る研究開発・機器整備に対して補助を行うことにより、県内の産業廃棄物の発生抑制等を促進し、環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な循環型社会の構築を図ります。

(2) 認定リサイクル製品の利用促進

リサイクル製品の品質および安全性の確保を図るため、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づき、的確に審査・事後確認などを実施します。

(3) 建設廃棄物の再資源化等の促進

建設リサイクル法に基づき、建設物の解体・新築に伴い発生する特定建設資材廃棄物の分別解体と再資源化を推進するため、必要な情報提供を行うとともに再生資材の利用を推進します。

(4) 公共事業における建設副産物の再生利用の推進

建設副産物情報交換システムを活用し、建設副産物の発生・利用状況を把握するとともに、リサイクル資材のより一層の利用を推進します。

(5) 下水道汚泥の有効利用

流域下水道事業において、環境に配慮するため、再資源化を推進し、下水道汚泥の有効利用に取り組めます。

(6) 浄水場の汚泥の有効利用

浄水処理に伴って発生した汚泥について、園芸用土や埋め戻し材への有効利用に取り組んでいます。

(7) グリーン購入の取組促進

「みえグリーン活動ネットワーク」と連携し、各年度の取組方針に応じて、グリーン購入の普及等環境活動全般にわたる活動を行い、循環型社会の構築をめざします。

また、東海三県一市の広域連携によるグリーン購入キャンペーンを実施し、グリーン購入の普及啓発と定着を図ります。

(8) 容器包装リサイクルの促進

「第9期三重県分別収集促進計画」(計画期間:令和2(2020)年度~令和6(2024)年度)に基づき、市町の第9期分別収集計画の円滑な推進を支援し、容器包装廃棄物のリサイクルの推進を図ります。

(9) 使用済自動車等の適正処理

① 関連事業者の許可および登録

使用済自動車の引取業者・フロン類の回収業者に関する登録および解体・破碎業者に関する許可事務を的確に行います。

② 対象事業者等に対する啓発および指導等

各自動車関連事業者や県民(自動車所有者)に自動車リサイクル法の理解が深まるよう普及啓発に取り組むとともに、関連事業者の施設整備や使用済自動車の適正処理等について指導等を行います。

(10) 環境保全型畜産の推進

家畜ふん尿は、堆肥化により有機質肥料や土壌改良材として有効利用できることから、家畜排せつ物法に基づき、家畜ふん尿処理施設の管理基準が遵守され、適切な堆肥化処理が行われるよう、必要に応じて、畜産農家への指導・助言を行うとともに、家畜ふん尿処理施設のより一層の整備を推進します。

なお、家畜ふん尿処理施設の整備のための支援制度は、表 2-2-15 のとおりです。

表 2-2-15 環境保全型畜産の主な支援制度

区分	制度名	所轄官庁名
家畜ふん尿処理整備に係る補助	畜産クラスター関連事業	農林水産省
畜産周辺環境の改善に係る補助	強い農業づくり総合支援交付金	農林水産省
融資制度	・農業近代化資金 ・日本政策金融公庫資金 (スーパーL資金、経営体育成強化資金、畜産経営環境調和推進資金)	・農協等 ・(株)日本政策金融公庫
リース事業	畜産整備(経営)リース事業	(一財)畜産環境整備機構

3 廃棄物処理の安全・安心の確保

(1) 産業廃棄物の適正処理の確保

産業廃棄物処理施設の設置や処理業の許可申請等に対し、廃棄物処理法に基づく厳正な審査を実施するとともに、三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例や優良産廃処理業者認定制度の的確な運用、以下(2)～(5)の取組等により、適正処理の確保に努めます。

(2) ポスト RDF への支援

ポスト RDF に向けて、関係市町のごみ処理が滞りなく行われるよう、引き続き、市町等における新ごみ処理施設整備に向けた支援等を行っていきます。

(3) PCB 廃棄物の処理

処理期限までに PCB 廃棄物が確実にかつ適正に処分されるよう、今後も「三重県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき、保管事業者等に対し指導を行います。

(4) 優良認定処理業者の利用促進

優良認定処理業者は、遵法性や事業の透明性が高く、財務体質が健全で環境に配慮した事業活動が可能であり、優良認定処理業者へ産業廃棄物処理を委託することは、適正処理を推進するための有効な手段であることから、優良認定処理業者への委託推進に取り組みます。

(5) 廃棄物処理センターの適正処理と整備の促進

「一般財団法人三重県環境保全事業団」が「廃棄物処理センター」の指定を受けて整備を進めてきた、企業活動により生じる産業廃棄物や災害廃棄物を適正に処理するための公的関与による管理型最終処分場が、平成 26(2014)年 3 月末に完成(平成 24(2012)年 12 月に一部供用開始)しました。

「廃棄物処理センター」として同処分場が的確に運営されるよう、必要な指導・監督を行います。

表 2-2-16 最終処分場の整備内容

項目	許可内容
処分場方式	管理型
処理対象廃棄物(産業廃棄物)	燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、鉋さい、がれき類、ばいじん、処分するために処理したもの
処分場総面積	28.5 ha
埋立総容量	1,672,000 m ³

(6) 産業廃棄物処理等の監視指導

処理業者、排出事業者等への立入検査等通常の監視活動のほか、早朝・休日の監視、隣接県市との合同路上検査、スカイパトロール、監視カメラ、無人航空機ドローン等を活用し、より間隙のない監視活動を行うとともに、廃棄物ダイヤル110番等による通報に即応します。

さらに、県内全市町と締結している産業廃棄物に係る立入検査協定に基づき市町職員に立入検査権限を付与するとともに、県内自主活動団体に、不法投棄監視パトロールを支援する腕章等の資材を提供し、自主的な監視活動の活性化や定着化を図り、地域自らによる監視の取組を広げるための支援活動を行います。

また、違反業者に対する厳しい行政処分と悪質な不適正処理事案等に対する告発を行います。

(7) 不適正処理の是正

生活環境保全上の支障等があり、原因者により支障等の除去措置が講じられない事案については、県が原因者に代わって措置を講じます（行政代執行）。

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法に基づく国の財政的支援を得て3事案（四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田）について、実施計画に基づき、引き続き、対策工事を進め、令和4（2022）年度までに完了するよう取り組みます。

① 四日市市大矢知・平津事案

令和4（2022）年度は、引き続き法面工や管理用道路の舗装工を実施します。

② 桑名市源十郎新田事案

令和4（2022）年度は、旧最終処分場内で熱処理工によるVOC除去を実施するほか、将来にわたる油漏洩防止の確実性を高めるために鋼矢板の二重化等の補完的措置を講じるとともに、廃油の回収・処理を引き続き実施します。

③ 桑名市五反田事案

令和4（2022）年度は、引き続き遮水壁外の揚水浄化等を実施するとともに、水処理施設（新施設）の撤去工および借地の復旧工を実施します。

④ 四日市市内山事案

行政代執行は、令和元（2019）年度末をもって終了しており、令和4（2022）年度は引き続き、定期的なパトロールや硫化水素ガス等のモニタリングによる状況確認等を行います。

4 廃棄物政策を通じた社会的課題の解決

(1) プラスチック対策

プラスチック対策の一層の促進に向け、排出事業者や廃棄物処理業者と連携し、産業廃棄物である混合プラスチックや複合素材のプラスチック製品の光学選別等によるマテリアルリサイクルの実証事業を行います。今後、これらの結果をふまえた高度なリサイクル体制整備に向けた取組を進めていきます。

また、海洋へのプラスチックごみの流出防止を図るため、県民や事業者が楽しみながらごみ拾いができるアプリを導入し、継続的な散乱ごみ対策を進めていきます。

(2) 三重県庁における取組

引き続き、「三重県庁プラスチックスマートアクション」として、職員によるマイバッグ・マイボトル運動の推進等の取組を実施していきます。

(3) 食品ロスの削減

「三重県食品提供システム」（通称「みえ〜る」）の運用によって未利用食品が活用されるよう、食品の提供者・受取者となる参加団体の拡大に努めます。

また、スーパーマーケット、コンビニエンスストアにおけるレールポップの掲示や、飲食店等における外食時の「おいしい食べきり」全国共同キャンペーンに取り組んで啓発を行うなど、さまざまな主体と連携した取組を進めます。

5 人材育成とICTの活用

循環関連産業の担い手である事業者等を対象に、資源の循環的な利用を促進するため、脱炭素化やDXに関するセミナー等を開催します。

コラム③

みんなでえがおに！ 三重県食品提供システム「みえ～る」の運用

令和3年度
MIE 職員カアワード
デジタル活用部門 部門賞
職員セレクト賞

本県では食品ロスが年間約9万トン（令和2（2020）年度推計値）発生・廃棄されている一方で、コロナ禍により食べる物が無く困っている生活困窮者が増えています。そこで、SDGs の考え方をふまえて、食品ロスの削減と生活困窮者の支援という、2つの課題の同時解決をめざした事業として、企業が安心して食品を提供し、生活困窮者の方にタイムリーに配布できるよう、ウェブ上でマッチングするシステムを開発し、令和3（2021）年7月14日に運用を開始しました。

「みえ～る」では、提供者である企業の皆さんから、消費期限や賞味期限内である、品質に問題のない食品を提供していただいています。

提供者がシステムに登録した提供食品の情報を、受取者であるフードバンク活動団体や子ども食堂団体が見て、欲しい食品の受取の希望を登録することによって、マッチングが成立します。また、近くの企業や団体同士でマッチングが行われ、食品の受け渡しを直接行うことで、送料負担が軽減するだけでなく、お互いの顔と顔が「みえ～る」関係になります。

「みえ～る」はたくさんの企業、団体の皆さんに御理解、御協力をいただき、そして、県が管理者として介在することで安心して利用していただいております。令和3（2021）年度（運用期間8.5か月）には、おかげさまで約3,900kgもの食品が提供・受取されました。



「みえ〜る」の名前は、「みえ」×「エール」×「みえる」を組み合わせ、

- ・SDGsの「誰一人取り残さない」という考え方に基づき、「み」んなで「え」がおになるように、
- ・食料支援による「エール」が生活困窮者の方に届くとともに、
- ・提供者と受取者がシステムを通して、お互い顔が「みえる」ようになるように、

という願いを込めています。

食料支援によるたくさんのエールが生活困窮者の方に届き、みんなの笑顔があふれる素敵な社会になるように、「みえ〜る」で、「食品ロス削減」と「生活困窮者支援」の2つの課題の同時解決に向け、今後も取組を進めてまいります。

三重県食品提供システム「みえ〜る」とは



コラム④

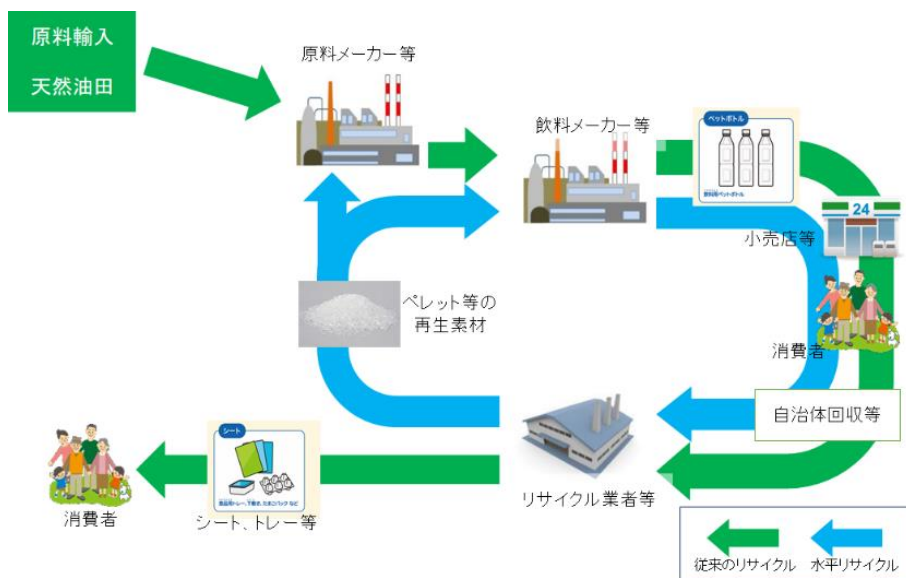
ペットボトルのボトル to ボトル促進モデル事業

本県では、令和3（2021）年3月に策定した「三重県循環型社会形成推進計画」において、プラスチック資源循環の高度化に取り組むこととしています。

県内で発生するプラスチック資源のうち、ペットボトルを地域で水平リサイクルする仕組みを構築するため、行政回収・民間回収・自動販売機のリサイクルボックスからの回収など、地域で回収されるペットボトルの品質向上やボトル to ボトルに向けた地域住民の行動変容を促すための啓発手法について検証しました。

<ペットボトルの水平リサイクル(ボトル to ボトル)とは>

水平リサイクルとは、使用済み製品を原料として同じ製品をつくるリサイクルのことで、資源を繰り返し循環利用できる仕組みです。ペットボトルの多くが、さまざまな商品にリサイクルされていますが、水平リサイクルを行うことで、循環利用を一層促進することができます。



使い終わったペットボトルを原料として、再びペットボトルにする水平リサイクルを「ボトルtoボトル(ボトルtoボトル)」といいます。県内では、中部・西日本地区で初のボトルtoボトル原料の製造を一貫して行う工場が稼働しています。

ボトル to ボトルでは、異物等が入ってしまうと、再生できる量が減ったり、品質に影響が出たりするため、本体（PET樹脂）、キャップ（PPやPE）、ラベル（PPやPE、PS）を分別回収することやペットボトル以外の異物が入らないようにするといった取組が大変重要になります。

<ペットボトルのボトル to ボトル促進モデル事業>

このボトル to ボトルを促進するため、津市内でモデル事業を実施しました。自動販売機横に設置されているリサイクルボックスを新形状のものに変更（50 か所）し、行動変容を促すことによる異物混入率の変化を調査したところ、異物が 36%減少し、高品質にペットボトルを回収することができました。



モデル事業終了後も、オレンジ色のリサイクルボックスを設置していますので、見かけられたら、ペットボトルの分別回収へご協力をお願いします。

<プラスチック資源を循環利用するために>

ペットボトルをはじめとするプラスチック資源を循環利用するには、「分ければ資源、混ぜればごみ」という考えでしっかりと分別を行うことが大切です。一人ひとりができる行動を続けていただくようお願いします。